

グリーン調達基準

2021年 11月 1日 Ver 2.0

株式会社 **ニクニ白鷹**

I. グリーン調達基準

1. 目的

株式会社ニクニ白鷹(以下、ニクニ白鷹という)は、地球環境保全活動を推進しており、その一環として必要な資源の調達・購入において、より環境負荷の少ない材料・部品・製品を優先的に調達・購入するグリーン調達に取り組んでいます。

ニクニ白鷹は、環境保全活動に積極的なお取引様と共に、本基準に基づいてグリーン調達活動を推進します。

2. 基本的な考え方

1) 調達品の選定

ニクニ白鷹は、「対象化学物質リスト」に基づき、その規制を順守している調達品を調達します。

「対象化学物質リスト」は、常に最新版を参照する様お願いします。

2) お取引様の選定

ニクニ白鷹は、以下の項目を満たしているお取引様と優先的に取引をします。

- ①環境保全活動に積極的に取り組んでいること。
- ②製品に含有される有害化学物質を適切に廃止、削減していること。
- ③製品に含有される化学物質を適切に管理していること。
- ④自社に関連する環境関連法令および条約を順守していること。
- ⑤含有化学物質に関する調査にご対応して頂けること。

3. 適用範囲

1) お取引様の組織及び事業活動全般。

2) 調達品

ニクニ白鷹に納品される製品及びそれらの梱包を構成する次の物品に適用します。

- ①材料（金属材料、樹脂材料、セラミック材料、等）
- ②部品、ユニット（機械・電気・電子部品、ねじ類、配管・配線材、等）
- ③副資材（塗料、溶剤、接着剤、潤滑剤、等）
- ④製品本体と同梱または共に使用される付属品

2) 適用除外

- ①部品、素材及び材料の運搬・保護のために使用する包装材

II. お取引様への依頼事項

1. 環境保全管理への取組み

1) 環境保全管理システムの構築と運用

事業活動において発生する環境負荷を低減するための環境保全管理システムの構築をお願いします。構築については、第三機関の認証取得が望ましいと考えますが、独自の環境保全管理システムの構築も可とします。

下記のうちいずれかのシステム構築と適切な運用をお願いします。

- ①ISO14001
- ②ISO14001以外の第三者認証機関の環境保全管理システム
エコアクション21、エコステージ、KES、コンパクトエコシステム、みちのくEMS、など

③お取引様が独自に運用管理する環境保全管理システム

2) 事業所に適応される環境関連法令の順守

お取引様の事業所が立地する地域の環境法令およびその他法的要求事項を順守するようお願いいたします。
主な環境関連法令の分類を下記に示します。

- ①フロン類の適正な回収および破壊に関する法規制
- ②廃棄物の排出抑制および適正な処置（運搬、処分、再生など）に関する法規制
- ③大気に影響を及ぼす、煤煙、揮発性有機化合物、粉じん、有害大気汚染物質、自動車排気ガス等に関する法規制
- ④事業所から公共水域への排水に関する法規制
- ⑤騒音、振動、悪臭に関する法規制
- ⑥有害化学物質、毒物劇物、ダイオキシン、PCBに関する法規制
- ⑦労働安全および衛生に関する法規制

2. 製品含有化学物質管理への取組み

1) 製品含有化学物質管理システムの構築と運用

調達品に含有される環境影響化学物質を管理、削減するための仕組みを構築し、適切に運用する様をお願いいたします。

構築にあたっては、お取引様の規模や業種・業態に合った取り組み方法をお願いいたします。

アーティクルマネジメント推進協議会(JUMP)発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」を推奨いたします。

2) サプライチェーンにおける取組み

ニクニ白鷹は、サプライチェーンに連なる各組織が製品含有化学物質管理システムの構築に取り組む必要があると考えております。

従いまして、お取引様の調達先に対しても製品含有化学物質管理の要求とその確認をお願いいたします。

3) 環境管理システム調査への対応

ニクニ白鷹は、お取引開始時およびお取引開始後必要に応じて環境管理システム調査を実施させていただきますのでご対応をお願い致します。

3. 環境影響化学物質に関する依頼事項

1) 「対象化学物質リスト」の規制順守

ニクニ白鷹は、国内外の環境関連法令および国際条約に基づき、調達品およびその製造工程に適用する環境影響化学物質の基準を「対象化学物質リスト」に定め、お取引様にその順守をお願いいたします。

①含有禁止化学物質

調達品には、「対象化学物質リスト」に記載された含有禁止化学物質の、閾値を超えての含有を禁止致します。 閾値が設定されていない場合には意図的添加を禁止します。

②含有管理化学物質

調達品に、「対象化学物質リスト」に記載された含有管理化学物質が含有される場合、その種類、使用部位、使用量、使用工程等の情報を適切に管理し、ニクニ白鷹が要求した場合、速やかに報告する様お願いいたします。

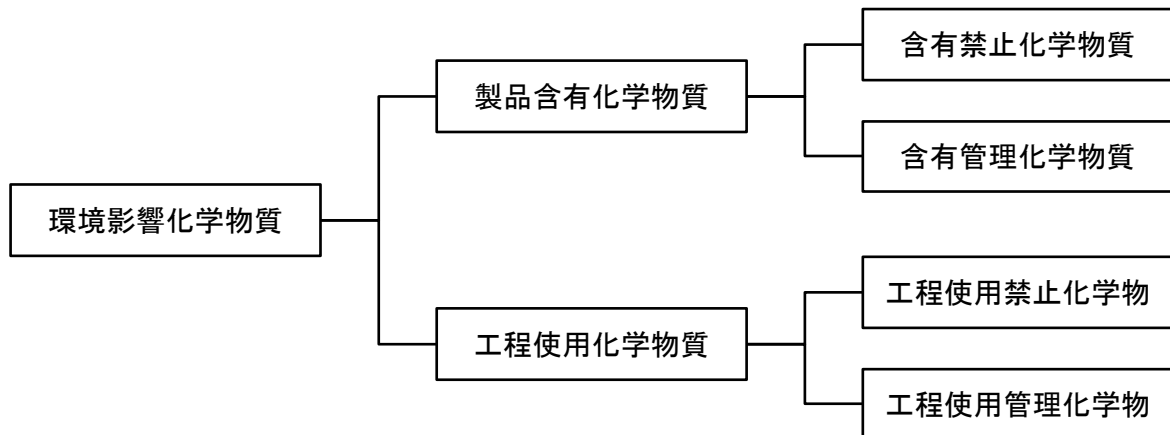
③工程使用禁止化学物質

調達品におけるお取引様の製造工程において、「対象化学物質リスト」に記載された工程使用禁止化学物質を使用しないことをお願いいたします。

④工程使用管理化学物質

調達品におけるお取引様の製造工程において、「対象化学物質リスト」に記載された工程使用管理化学物質を、適切に管理して使用することをお願いします。

■本基準において、特定する化学物質の構成



2) 含有化学物質調査への対応

調達品において化学物質調査を実施しますのでご対応をお願い致します。

調査内容、調査フォームについては、担当部署が決定して実施します。

また、化学物質調査の結果に変更が生じる場合には、速やかにその情報をご提供頂きます様お願いします。

3) 工程における混入及び汚染防止への対応

お取引様の製造工程において、含有禁止化学物質の混入や汚染の可能性がないか確認し、可能性があれば設備や治工具も含め、混入や汚染が発生しない管理をお願いします。

4) 不適合品の対応

「グリーン調達基準」への不適合が確認された場合は、速やかにご報告頂き、ニクニ白鷹が要求する対応処置を実施頂く様お願いします。